

別記 要亦書

- 一 氏家常吉外への解雇を即時取消すこと
- 二 仕込金を六十圓とすること（月三回とする）
- 三 公傷の場合には船主側に於て全部負担すること
- 四 争議中の日給を支払ふこと
- 五 争議費用を支払ふこと

昭和五年三月廿一日

組合同盟手専念日労働組合

代表 小松原光太郎

湯淺商店船夫争議団代表

代表 大橋初太郎

湯淺商店船主殿

第 一 〇 三 七 號

昭和五年四月七日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

5. 4. 10
1121

湯淺商店労働争議ニ関スル件 第三報……解決

前報ノ通標記争議ハ本月一日午後二時ヨリ労働者側ノ
 白鳥等ハ事業主方ニ於テ會見シ既報要求書ノ回答ヲ求
 メタルニ全部拒絶セラレタル為僅カ数分間ニシテ退去
 シ事業主亦腹案ヲ指示スルニ至ラズシテ物別レト為リ

AA